

Title	中世歌合諸本の研究(七)：『正安元年五種歌合』について・附校本
Sub Title	Study of Medieval poetry Contest Records (7) : The Syoan gosyu Uta-awase
Author	佐々木, 孝浩(Sasaki, Takahiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2004
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.39 (2004.) ,p.197- 241
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20040000-0197

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世歌合諸本の研究（七）

——『正安元年五種歌合』について・附校本——

佐々木孝浩

はじめに

京極為兼が主唱し、伏見・後伏見・花園・光厳院等の持明院統の宮廷歌壇を中心に、約七十年にわたって命脈を保った、歌道流派である京極派の活動が、その歌風も含めて、中世和歌史上において際立った存在感を示していることは、誰しも認めるところであろう。その歌風の形成や、派内教育にも大きな役割を果たしたであろう、同派内で催された歌合は、少なからぬ数が現存しているが、その在り方にも、同派ならではの特色が認められるのであろうか。稿者は既に、『為兼卿家歌合』を対象

として、その特性について検討したことがあるが（三）稿を参照いただきたい）、本稿では『正安元年五種歌合』を対象として、やはり書誌学的事項を中心に考察を加えてみたい。

一 概要

本歌合については、早くに佐々木治綱氏が『永福門院』（生活社、昭18）において言及し、『群書解題』（続群書類従完成会、昭35、執筆井上豊氏）と、井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 南北朝』（明治書院、昭40、62に改訂新版）とでその概要が纏められている。殊に井上氏は伝本の整理もされており有益であつ

た。ついで、岩佐美代子氏は『京極派歌人の研究』（笠間書院、昭49）の第二章第三節「九条左大臣女とその母後嵯峨院大納言典侍」で、九条左大臣女の歌を中心に考察を加えられ、鹿目俊彦氏は『風雅和歌集の基礎的研究』（笠間書院、昭61）、第二編第一章二I「『正安元年五種歌合』に就いて」で、『風雅集』との関係を中心に最も詳細に検討されている。無論この他にも本歌合に言及するものはあるが、本稿では、これらの先行研究に拠りつつ、以下に、開催時期・作者（判者）・歌題・名称等を中心に、その概要をやや詳しく確認しておきたい。

ア 開催時期

本歌合の開催時期については、後述する通り、諸伝本中における開催期日を明記しているのは、書陵部蔵『続群書類従』原本の目録外題と扉題に、「正安元年五種歌合」とあるのと、東京大学史料編纂所蔵の和学講談所旧蔵本の、扉となっている仮綴時の共紙表紙に、「正安年中／五首歌合」と見えるもののみである。

『続群書類従』原本には、扉と歌合本文の間の遊紙的な丁の表に、「正安元年三月廿四日兼行叙従二位同年／六月六日俊兼任右中将／明年正月五日教良叙従一位／四年十一月廿二日家雅

任大納言」との書入が存しており、開催時期が記されていない伝本を入手して、参加者の位置表記を検討して、その開催時期を「正安元年」と判定したらしいことが判るのである。

その推定は現代になっても支持され、峯岸義秋氏『歌合の研究』（三省堂、昭29）では、「正安元年三月二十四日五種歌合」として立項し、『群書解題』も同年の「三月二十五日に催された」とする。しかしながら、この月日は何に拠ったのかは不明である。恐らくは、兼行が従二位に叙された日付と関係するであろう。

鹿目氏は先引の論文中で、「続類従」と同様の検討をされ、藤原兼行が「従二位」に叙された正安元年（二二九九）三月二十四日（公卿補任）以降、「前大納言教良女」の父である教良が、従一位に叙された正安二年正月五日（同）以前の間に該当し、季節が春に限られることから、「正安元年三月二十四日から末日までの間に催行・成立したものであろう」と推定された¹。また岩佐美代子氏がやはり前掲論文で、「正安元年三月末に催されたと思われる」と書かれているのも、そうした検証を済まされた上でのことであろう。

ただし、藤原俊兼の位置が「左近衛権中将」とあり、「左」

は「右」の誤りであるとしても、その任中将は正安元年六月六日（公卿補任）なので、先の推定期間に外れてしまうことについて、鹿目氏は、「後日この歌合の書写整理段階（それは六月六日俊兼が「右中将」に任官して以後・二年正月五日教良「従二位」叙位以前）で恣意にかか或は誤解によるか（歌合催行時「右中将」であったとする誤解）で斯くの如き位置で記録されたものと考えざるべきであろうか」としておられる。

となると、兼行の叙従二位以前の催しであっても、春であれば良いことにもなる。しかしながら、三月末というのは動かないのではないだろうか。そう判断するのは、少なからぬ歌に共通するある特徴に拠ってのことである。「春夕」題の女房（伏見院）歌の「春つくる日」（15）、兼行卿歌の「夏にすゝめる」（18）、小兵衛督歌の「けふのみにをしみなれぬる春の日」（28）、「春夜」題の家親歌の「行春の一夜にのこるこよひ」（39）と、この四首はあたかも「三月尽」題歌であるような詠みぶりなのである。「風景や感情の時間的な推移や経過を歌つたものが多い」とされる、京極派的な詠み振りを示すものとも考えられるが、当座か兼日かは不明であるにせよ、やはりこの年の三月末日の二十九日に結番された可能性は高いのではないだろうか。

本歌合の開催期日と作者表記に関しては不明な点が多い。「隱名」形式で催されたことは、諸本の記述により明らかであり、確かに作者名を加える作業がなされたことは疑いなく、そのあたりのことがより明確になれば、もう少し判明する事柄もあるかもしれない。この問題については、諸本の状況を確認した上で、改めて検討してみたい。

ともかくも、この正安元年という年は、前年永仁六年（一二九八）七月二十二日に後伏見天皇に譲位した、伏見院院政の二年目にあたる年であるが、永仁元年に二条為世・京極為兼・九条隆博・飛鳥井雅有の四名に下した勅撰集撰進の命も、前年三月の為兼の佐渡配流や、十二月の隆博の没によって、頓挫の可能性が濃厚となった時期でもある。何よりも伏見歌壇の指導者であった為兼の不在は重要な問題であったはずである。岩佐氏の「京極派作家活動の時期区分」では、永仁六年の後伏見践祚から、乾元二年閏四月の為兼帰洛までの時期は、前期の「第一次雌伏期」と命名され、その逆境が「京極派グループの結束をかため、同志的連帯感を強化するのに役立」ち、「京極派歌人のメンバーが出そろおうと共に、作品も京極派の特色をかなり顕著に示すようになる」時期であるとされている（前引書序章）。

この把握は、本歌合を検討していく上で必須の前提であろう。

イ 作者

本歌合の作者十四名については、やはり鹿目氏が、「両統迭立時代に持明院統に近侍した、いわは同統の近臣と後宮女房たちで」、「殊に本歌合に参加した後宮女房たちは前期京極派歌壇の常連」であるとされる通りであろう。井上宗雄氏は「女房や側近廷臣から歌人群が次々と輩出し、京極派の層が厚くなって来たことが知られる」と評しておられる（前引書）。

またその特色としては、峯岸義秋氏が「女流の参加が面白い」（歌合の研究）と指摘し、井上豊氏が「女性が多いのは永福門院の關係からであろう」（群書解題）と説かれる点にあることも疑いない。

「女房」は伏見院、「中將」は永福門院の隠名であるから、確かに九名が女性である。伏見在位中の、『歌合当座永仁五年八月十五夜』でも十六人中十一人が、本歌合よりやや後かと思われる、『歌合（正安元年～嘉元二年）』でも十二人中九人、同じく『三十番歌合（正安二年～嘉元元年）』でもやはり十二人中九人が、女性であり、決して本歌合が特異である訳ではないことが判る。帰洛した為兼を困んで盛大に催された、『仙洞歌合

乾元二年四月廿九日』にしても、二十人中九人と半数近くを占めており、本歌合も、京極派の歌合として、典型的な作者構成を有していることが出来るであろう。「ほとんどが無名歌人でありかつ大多数が女流歌人である」とは、岩佐氏が整理された京極派の特徴の一つであるが（前引書序章）、本歌合もそのことを象徴しているし、前期京極派の活動が、伏見院の極周辺、特に後宮近辺に限定されたものであったことを示しているよう。

京極派歌合の参加状況についても、岩佐氏の詳細な研究が備わっており、個々の歌人の活動状況についても井上氏の前引書で確認できることはあるが、それらに導かれつつ、改めて本歌合の作者十四人について、その血統や伏見院・永福門院との関係、和歌活動等について、整理しておきたい⁵。その活動を判りやすく把握する為に、まずは、現存する前期歌合への参加状況の一覧表を作成してみた。併せて、嘉元元年の「伏見院三十首」への参加状況や、玉葉・風雅二集への入集歌数と、勅撰入集総数も併せて掲げておいた。この表を参照しながら、以下に十四名の顔触れについて簡単に確認しておきたい。

永福門院小兵衛督	新宰相	永福門院内侍	従三位親子	永福門院	藤原兼行	九条左大臣女	藤原俊兼	藤原家親	藤原家雅	延政門院新大納言	藤大納言典侍為子	前大納言教良卿女	伏見院	作者名	作 者 名	歌 合 名	
○	○	○		○	○				○			○	○			歌合永仁五年八月十五夜	
○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○			十八番歌合（正安元年～嘉元二年）	
	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○			三十番歌合（正安二年～嘉元元年）	
											○					為兼家歌合（乾元二年）	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			仙洞五十番歌合乾元二年	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			歌合乾元二年五月四日	
○	○	○		○								○	○			歌合永仁五年当座（嘉元元～二年）	
	○	○	○	○												永福門院歌合嘉元三年正月	
○	○	○	○	○			○					○	○			歌合嘉元三年三月	
	○	○	○	○								○	○			二十番歌合（嘉元～徳治）	
○	○	○	○	○			○					○	○			十五番歌合（延慶二年～応長元年）	
○	○	○	○	○			○	○				○	○			歌合伝後伏見院筆（延慶二年～三年）	
		○					○									院六首歌合康永二年	
		○					詩									五十四番詩歌合康永二年	
	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			伏見院三十首（嘉元元年）	
5	13	12	31	49	9	11	5	9	2	6	60	12	94			玉葉集入数歌数	
		12	27	15	69	8	5	9	5	3	2	39	5	85			風雅集入集歌数
6	29	49	53	151	18	28	15	16	7	9	126	17	295			勅撰集総入集歌数	

表 本歌合作者の京極派歌合への参加状況一覧

先ず「左方」より。「女房」が伏見院であることは言うまでもないが、後述の様に、その歌に『伏見院御集』で確認できるものがあることが、その動かぬ証拠となろう。贅言ながら、主催者である天皇や院が「女房」の隠名を用いるのは、後鳥羽院以来の伝統である。正安元年（一二九九）には伏見院は三十五歳。参加者中の専門歌人的な存在は、為兼の姉である藤大納言典侍がいる程度であり、実質的にも本歌合の中心的な存在であったものと思われる。

「前大納言教良卿女」は、その名の通り二条良実息である教良の女である。『尊卑分脈』に拠れば、叔父である二条兼基（兄師忠の養子となつていたので、従兄弟でもある）の妾であつたという。兼基が文永五年（一二六八）、父教良が文暦元年（一二三四）の生まれであるから、この時三十歳前後であらうか。父は続古今以来の勅撰歌人であるから、それなりの素養もあつたかとも思われるが、和歌活動の初見が本歌合であり、しかも相当の歌歴を有する兼行と番えられている。当然いかなる経緯で出詠を請われたのかが問題となるが、理由は不明である。表に明らかのように、嘉元頃まで多くの歌合に参加しており、

前期京極派の主要女流歌人であつたことは疑いない。玉葉・風雅の二集のみに撰入されており、京極派の活動が無ければ、名を残しえなかつた歌人であつたのではないだろうか。猶、九条左大臣（道良）女は父方の従姉妹である。

「藤大納言典侍」は、先述の通り為兼の姉の為子である。その伝については、岩佐氏「大宮院権中納言―若き日の従二位為子―」（『和歌文学新論』明治書院、昭57）や、同氏「親子・兼行・為子集」（『京極派和歌の研究』笠間書院、昭62）等を参照いただきたい。建長元年（一二四九）頃の生まれと考えられているので、この頃は五十歳を越えたところか。本歌合が京極派としての完成度を有しているとすれば、それは不在の弟に代わつてこの派の活動を支えたであらう、彼女の存在に拠るところも大きいであらう。教良女や後述する新大納言・九条左大臣女等の、伏見・永福門両院の女房ではない女性歌人が参加しているのも、為子の女性という立場を活かした活動の成果であるかもしれない。両集の他には、続拾遺三・新後撰八・新千載六・新拾遺六・新続古今三が入集しており、さすがに後代にも存在感を示している。また玉葉の六十首は女流最多である。

「延政門院新大納言」は、井上宗雄氏も前引著で、「為氏女、為世姉妹であるが、彼女はこの歌合以後、純粹な京極派歌人として活躍するのである」と、注目された歌人である。ちなみに、延政門院は後嵯峨院皇女悦子内親王で、弘安七年（一二八四）に院号宣下を受けている。為氏は弘安九年（一二八六）に六十五歳で没しており、文永三年（一二六六）頃の生まれとされる四男為実と同じ頃の生れとしても、この年三十を過ぎていたものと思われる。時期は不明ながら、大覚寺統の龜山院より「秋十首歌」を召されており（玉葉集七六六⁶）、御子左家の出身者として、それなりの歌歴を有していたのであろう。

延政門院の女房歌人には、『続千載集』に一首（一八四八）入集の一条がいる。彼女は他に、『続現葉集』にも兼好との贈答が見え（六二七、八）、『兼好法師集』にはそれを含めて二組の贈答が見えている（六六、七・一二七、八）ように、一応は二条派歌人と称しうる女房であり、延政門院周辺がこぞって京極派であった訳ではないのである。

従姉妹の為子の呼び掛けに応じたのかどうかはともかくも、乾元頃までの歌合の常連で、やや時期を隔てて『歌合伝後伏見院筆』にも出詠している。二勅撰の他は、かろうじて新拾遺に

一首が撰ばれたのみ。為兼主催の「正和四年詠法華経和歌」には、「高倉」の名で出詠している。

「中納言藤原家雅卿」は、花山院流の正二位大納言鷹司長雅の二男で、母は正二位権大納言清水谷実持女。父長雅は、続古今以下の勅撰集に十九首が入集し、弘安百首の作者ともなっているように、一廉の歌人であり、伏見院春宮時代の歌会でも読師を勤めている（春のみやまち・弘安三年正月二十四日条）。

家雅は建治三年（一二七七）の生まれで、時に正二位権中納言（正月五日昇叙）の二十五歳。伏見の春宮権亮、後伏見の春宮権大夫を勤め、後伏見の乳父でもあったという、持明院統近臣中の近臣であった。徳治三年（一一三〇八）に三十二歳で没しているので、参加した歌合の数も少ないが、『権大納言俊光集』に「乾元のころ家雅卿家の花五十首の続歌」（七二・七七）が見えている。勅撰集には新後撰と続千載に各一首が採られており、重代の歌人として、大覚寺統の撰集でも最低限の扱いはされている。

「左近衛権中将藤原家親朝臣」は、正三位中山基雅の男、母

は正二位権中納言姉小路実世女。父は統後撰と統古今に各一首の勅撰歌人。家親は弘長三年（一二六三）に叙爵しているから、この時に四十代前半か。参議に任ぜられた延慶二年（一三〇九）の『公卿補任』には、「元藏人頭右中将」とあるが、『勘仲記』永仁二年（一二九四）正月十二日条等で、正しくは「左中将」であったことは明らかである。位は時に正四位下。代々藏人頭に補せられる家柄だが、後伏見・花園両帝の頭を勤めた。伏見院とは文保元年（一一三一）の崩御に殉じて出家（風雅集一四二六）する程の關係であった。勅撰には他に、続千載・新拾遺に各一首が入集。玉葉での初人集九首は、相応の年齢であったにせよ、為兼並びに伏見院の高い評価の現れであろう。

「正応三年正月廿日御会」（伏見院宸記）や「正応三年九月十三夜歌会」・「永仁元年内裏御会」・「永仁二年三月廿日御会始」（実躬卿記）等の伏見在位中の歌会にも参加しており、若い家雅と異なつて、既に一廉の歌人であつたと評せよう。

「左近衛権中将藤原俊兼朝臣」は、本歌合の作者楊梅兼行の男で、同じく新宰相の甥。文永八年（一二二七）の生まれで、時に二十九歳で従四位上右少将。伏見院の崩御後に素服を与え

られている（伏見上皇御中陰記）。廷臣歌人としては最も多数の歌合に参加しており、後期京極派の催しである、『院六首歌合康永二年』・『五十四番詩歌合康永二年』の作者「真兼」は俊兼の法名と考えられている。両集の他は続千載の一首のみ。位署の問題については後述したい。

続いて右方。「九条左大臣女」については、岩佐氏の「九条左大臣女とその母後嵯峨院大納言典侍」（前引書）を参照いただきたいが、極く基本的なことを確認しておきたい。彼女は閑白二条良実男の道良と、藤原為家女の後嵯峨院大納言典侍との間の子で、又従兄弟の閑白九条忠教との間に一女をなしている。既に続拾遺に二首入集しており、その後も新後撰四・続千載三・続後拾遺一・新千載一・新拾遺一と、二条家の撰集にも少なからず撰入されている。権門の歌人であるとともに、為家外孫としても尊重されたのであろう。

岩佐氏は、彼女が本歌合で、「全く突然、成熟しきつた京極派歌人として姿をあらわ」し、「わずか五年間に、のちに玉葉風雅に入る秀歌のほとんどすべてを詠み上げて、嘉元二年以後の歌壇からは再び姿を消してしまう」と述べておられる。延慶

二、三年（一三〇九、一〇）頃の成立と考えられる『歌合伝後伏見院筆』が見出され、活動期間は少し延びたが、中斷とも見える時期があったことは確かである。延政門院新大納言と共に、御子左家の血を受けた女流歌人が、突然に京極派で歌人としての才能を開花させていることは、同派の活動の在り方を考察する上でも、やはり重要な事例であろう。

「從二位藤原兼行卿」は、先出の「俊兼」の父で、正四位下左中将楊梅親忠の男。建長六年（一二五四）の生まれ。後深草院以来の持明院統の近臣で、後深草の崩御時に出家し（玉葉集二四一二）、伏見の崩御時には息子と共に素服を賜っている。『春のみやまぢ』に類出しており、伏見東宮時代より、歌会や蹴鞠会の常連であった。時に四十六歳で民部卿。三月二十四日に從二位に昇叙されたばかりであった。

自邸での歌合や歌会の開催も確認でき（統門葉集三四・四三二、新三井集一五二）、永仁勅撰に際し編纂されたかとされる『兼行集』がある。勅撰には他に新後撰に一首のみ。歌歴・実力からしても、本歌合の廷臣歌人中の中心であったと言えよう。

「中将」は永福門院の隱名である。岩佐氏他多くの研究の蓄積があるので、その伝については言及しないが、この隱名については少々確認しておきたい。確認できるその初例は、『歌合永仁五年八月十五夜』である。ここでは単に「中将」とあるのみで、普通に考ええると禁裏女房であることになる。この歌合では主催者である伏見天皇は、通常の「女房」ではなく、「右近衛権中将藤原朝臣頼成」の隱名で左方筆頭に位置している。この頼成の官と身分に合わせるような心算で、女房名としてもそれ程身分的に高くはない「中将」を用いた、というようなことも考えられるであろうか。後伏見天皇も歌合に参加するようになること、『仙洞五十番歌合乾元二年』・『歌合乾元二年五月』・『歌合嘉元三年三月』等の歌合で、「左（右）近衛権中将藤原朝臣範春」との隱名を用いている。「中将」の共通性は注意してよいのではないだろうか。

以後は伏見院は「女房」を用いることになるが、永福門院は「中将」を用い続ける。『仙洞五十番歌合乾元二年』のみは、「永福門院中将」と記されており、注目される。永福門院の隱名であることを示す注記的なものが、本行化した可能性もあるが、中宮や女院の女房とのやつしの意識であったことも考慮す

る必要があろうか。となると、『源氏物語』成立期の女房歌人で、後拾遺に五首入集し、中古三十六歌仙の一人でもある、上東門院中将の存在が気にもなるが、妄想はこのあたりで留めておこう。しかしながら、「中将」名の使用理由は考えられてしるべきであらうかと思考する。

「従三位親子」は、従二位参議中院具氏女で、正二位権大納言北畠師親養女となつて、東宮時代の伏見に出仕し、即位に伴い典侍となり、本歌合の後の正安三年に尊悟法親王を生んでゐる。伏見在位中は「権大納言典侍」と呼ばれた。和歌の家として名高い通親流の血を承け、永仁勅撰の撰集資料かとされる『親子集』が存する様に、早くから伏見近侍の女房歌人として活躍し、為子と共に前期京極派の活動を支え続けた。勅撰には他に、新後撰二・続千載四・新拾遺一が入集しており、一応は京極派の範疇を越えて認められていると評せよう。

「永福門院内侍」は、新後撰一・玉葉一・風雅二の勅撰歌人である従三位坊門基輔の女。永福門院の正応元年（一二八八）の入内に扈從した「宰相の君、坊門三位基輔の女」（増鏡）と

同一人物かと考えられる。本歌合の後に、伏見と妹後伏見院兵衛督との間に生まれた進子内親王を養育した。『尊卑分脈』に「時人号裡葉内侍」と注されており、「吹きしほる四方の草木のうら葉みえて風にしらめる秋の明ほの」（玉葉五四二）の秀歌によつて、高名を得たらしい。伏見在位中より長期に渡つて多くの歌合作者となり、風雅の為の応制百首である「貞和百首」の作者にも連なつてゐる。勅撰集には他に、続千載二・続後拾遺一・新千載三・新拾遺三・新後拾遺一が入集し、京極派を越える評価の高さを見せている。¹⁰⁾

「新宰相」は、楊梅兼行の姉妹で、兼行同様に春宮時代より伏見に近侍し、即位時の扈從女房を勤め（中務内侍日記）、その崩陥に際しては家親等と共に出家している。勅撰には他に、続千載三・新拾遺一が撰歌されている。

「永福門院小兵衛督」は、従二位神祇伯資邦王の女。永福門院に出仕し、後に章義門院（伏見皇女で永福門院猶子の譽子内親王）の女房に転じた。岩佐氏により風雅集作者の永福門院右衛門督と同一人物説が提示されている。¹¹⁾ 少なからぬ歌合に参加

しており、玉葉の他に、続千載の一首のみで、風雅に入集しないのは確かに不審である。ちなみに永福門院右衛門督は、風雅一・新統古今一の十二首が入集している。

以上の如く、十四名の作者は、問題のある小兵衛督を取り敢えず除いておくと、皆玉葉と風雅に複数首入集した歌人ばかりである。藤原為氏が弘安元年（二二七八）に奏覧した、『続拾遺集』で作者となっていたのは、為子と九条左大臣女の二名だが、本歌合の四年後の嘉元元年（一一三〇三）に二条為世が奏覧した、『新後撰集』では、伏見院・為子・家雅・九条左大臣女・兼行・永福門院・親子の七名が名を連ねている。これらを総合的に勘案すれば、全体的に年齢が若く、老練な歌人や権門廷臣歌人はおらず、専門歌人的な存在も手薄であるものの、一応は粒揃いの顔触れであると評することができようか。

更にこの十四名を、現存する本歌合の前後の歌合の顔触れと比較してみたい。二年前の『歌合当座永仁五年八月十五夜』とは、十六名の内、頼成（院）・兼行・家親・中将（女院）・中宮宣旨・中宮内侍・誉子内親王家小兵衛督・藤大納言典侍の八名が一致し、半数が一致しない。その重ならない八名を玉葉・風

雅両集の入数歌数を付して挙げると、誉子内親王家大納言（〇・〇）、中宮宣旨（〇・〇）、中宮大納言（〇・〇）、春宮少納言（二・〇）、中納言典侍（二・〇）、俊光女、俊光（五・一）、春宮左衛門督（〇・〇）、定成（五・一）となる。定成は伏見の近臣中の近臣であったが、本歌合の前年の永仁六年に没している。生存していれば参加者であった可能性の高い人物であろう。もう一人の廷臣である俊光も、後伏見・花園の乳父となり、娘二人を伏見と後伏見の典侍とし、もう一人の娘も本歌合の作者家雅の室となるなど、持明院統の近臣である。ただし、後醍醐の大嘗会和歌を詠進するなど、儒の家日野流の人として大覚寺統でも信任された人物であり、大覚寺統系の勅撰にも数多く入集している。乾元頃の『仙洞五十番歌合』や『歌合乾元二年五月四日』に出詠しているものの、正安頃の歌合には不参である。本歌合から程経ない『十八番歌合（正安元年～嘉元二年）』の十二名は、本歌合から家親と家雅を除いた顔触れ。『三十番歌合（正安二年～嘉元元年）』の十二名も、家雅と永福門院小兵衛督を除いたものである。井上宗雄氏が前引書で、本歌合を含めた『三歌合の作者は合わせて十五名で、三歌合共通の作者は（教良女と二条とを別人として）¹²⁾十名。強力なグループが既

に結集されていた」と述べておられる通りに、院政開始と共に、在位中よりも自由な立場で、思い通りの歌壇形成を図っていたらしいことが窺われるのである。永仁五年の歌合作者で以後の参加が認められない女房は、後伏見女房の少納言と左衛門督、あるいは俊光女の中納言典侍は考慮すべきであるにしても、玉葉に入集しない、誉子内親王家大納言・中宮宣旨・中宮大納言等三名は、意図的に外された可能性もあるであろう。彼女達に替わって、その歌の実力が認められて、直接的な主従関係もなしに参加が要請されたのが、延政門院新大納言・九条左大臣女・教良女達であったのであろう。

為兼の不在と自身の讓位は、伏見院にとって不本意なものであったとしても、京極派の活動は院政の開始と共に、より濃度を増しつつ推進されていったと言えるであろう。その強力にして濃密な歌合の最初の催しとしての文学史的な位置を、本歌合が占めていることが、その参加者の顔触れから判断できると考えるのである。

ウ 結番・判者

続いて結番について考えてみると、伏見院に九条左大臣女が、永福門院に為子が番えられているのは、実力や身分などを勘案

すると、誠に穏当なところであると言えよう。これらからすると、全体に渡って配慮と計算がなされたものと思われる。

特に、伏見内裏歌壇の構成員ではなかった、左大臣女、教良女、延政門院新大納言を、どの様に配するかは、当然熟慮がなされたところであろう。教良女と番えられた兼行は側近廷臣歌人の、為氏女の相手の親子は京極派女房歌人の、それぞれ代表的な存在であり、新顔の歌人としての地位を尊重しつつ、実力をも測りうる結番がなされているのである。

こうした、細かな計算がなされた結番方法を見ても、為兼が不在であっても、真剣に歌壇運営がなされていたことが窺われるのである。

判者については、複数の伝本に「衆議隱名」とある。『仙洞五十番歌合乾元二年』・『歌合乾元二年五月四日』・『二十番歌合（嘉元）徳治』等が同じ形式であるとされており、後鳥羽院仙洞歌壇と同様（一）・（二）・（四）稿を参照されたい）に、前期京極派でも、文芸性を追求し実力を把握しやすい、隱名形式がある程度好まれていたことが窺われる。もともと、本歌合は女房が一番左に位置し、番が固定した結番形式であるので、隱

名ほどの程度有効であったのであろうか。左に成績一覧を作成したので参照いただきたい。

	左	勝負持	右	勝負持
伏見院	3	1	1	3
教良女	2	1	2	2
為子	1	1	3	3
新大納言	0	4	1	1
家雅	2	1	2	2
家親	1	4	0	0
俊兼	2	1	2	2
			小兵衛督	2
				1
				2

鹿目氏は前引論文で、「伏見院の見解が判を左右するに力あつたものと想像」しておられる。一番左の伏見院が好成績であるのは、その推定の否定的な要素ともなりうるようだが、判定の中心者が自身の番の判定を行うような場合に、衆議形式が機能することなどなのであろうか。為子と永福門院の番の成績は誠に象徴的であり、実力伯仲というよりも、両者の顔を立てるための処置が、強力になされた故のように見えるのである。そ

れをなし得るのは、やはりこの顔触れでは伏見院以外にはいないであろう。

伏見院の主導した判定であつたとして、注目されるのは、親子と新宰相の好成績であろう。為子に次ぐ京極派女房歌人である親子の前では、為氏女である新大納言も存在感が薄いのである。為氏女にとっては、さしずめ京極派の洗礼を受けたといつたところであつたのであろうか。新宰相は、歌合の参加状況や玉葉への入集歌数を見ても、親子に次ぐ存在であつたことが窺えるが、相応の歌人であつた家親を相手にこれ程の成績を残したことは、その実力の片鱗を窺わせるものであろう。

ともかくも、この成績を見る限り、高位者が位置することが多い左方を、単純に優遇するというのではなく、歌に即して判断が下された可能性を、認めることができるのではないだろうか。そうであるとすれば、やはり本歌合が単なる儀礼的な催しではなかつたことにもなるであろう。

衆議となつたことについては、為兼の不在故の方法とも思われるが、先に確認した衆議判三例の内、為兼の帰洛後に催された『仙洞五十番歌合』では為兼が、『歌合乾元二年』では為相が、それぞれ後日に判詞を纏めている。本歌合については、判

詞執筆に適當な人物がいなかったので判詞がないのか、当初より予定していなかったのかも不明である。

隱名も衆議も参加者の実力を測ったり、向上させるのに役立つと考えられる形式である。女流歌人主体の内輪な歌合に於いて、それらがどの程度に効力を發揮したのかは不明であるが、歌壇の指導者為兼の不在中に、表面的には誰かが中心となつて指導するというのではなく、互いに学び合つて向上するという形式を採用していたことを、本歌合の特徴として認めてもよいのではないだろうか。

ウ 歌題

本歌合の歌題は、「春曙・春夕・春夜・恋形見・恋命」と春三題、恋二題よりなる五題である。季節と時間の複合題を京極派が好んだことは、(三三)稿でも確認したところである。詳細はそちらを参照いただきたいが、作者の共通性が極めて高く、時的にも程経ないと考えられる『十八番歌合』は、「秋朝・秋夕・秋夜」の三題である点を見ても、本歌合との関係の深さや、京極派の好みを窺うに十分であろう。

ただし、本歌合に於いて、「春」と結び付けられたのが、「朝」あるいは「暁」ではなくて「曙」である点は、追求されてしか

るべきであろう。歌合に限定しなければ、その歌題としての初見は、藤原仲実により勧進された、永久四年(一一一六)成立の『永久百首』春題中の用例である。また著名な例である『六番歌合』は、定数歌題でもあるものの、歌合の初例とも言えるものである。また鎌倉期の家集中の例も少なくなく、「春朝」題よりも多い程である。ただし、新編大観の『伏見院御集』に限つても、「春朝」題歌が六首あるのに対し、「春曙」題歌は本歌合のものを除くと、一首しか見えないのである。

出題者も判らず、この事例のみで判断するのは早計ではあるが、季節と一日を分割した時間帯を指す詞を結番するという、大枠は守りながら、僅かに新鮮さを持たせたということなのだろうか。

それはそれとして、更に注意すべきは、やはり「春」の「曙」という点であろう。実はこのようにか、ある意味当然の様でもあるが、「夏朝・秋朝・冬朝」題は枚挙に暇無いほどに見出せるのに、「夏曙・秋曙・冬曙」は極僅かにしか見当たらないのである。やはりこれは『枕草子』の影響であることは言うまでもないであろう。『群書解題』でも、井上豊氏が、一番右の九条左大臣女歌「しらみ行かすみの上のよこ雲にあり明ほそき山の端

の空」に、「枕草子の影響が見える」と指摘しておられる。

季題は京極派のであるとして、恋題はどうであろうか。

「恋形見」は極めて珍しい題であると言える。本歌合の他では、『新編国歌大観』では肖柏の『春夢草』（二七三五、六）が見えるのみである。「かたみ」題自体は、『古今六帖』に見える題であり、当然『新撰六帖』にも、その詠歌は見出せる。必ずしも恋題ではないが、どうしても恋の雰囲気をも持った詠み振りとなる題ではあると言えよう。宗尊親王の『竹風和歌抄』「文永三年十月五百首歌」中の「形見」題も、六帖題に影響を受けたものであろうか。飛鳥井雅有の『隣女集』に見える「形見」題歌は、「わすれじといひしにたがふ言の葉ぞつらきながらのかた見なりける」（一四二二）と、その内容からしても、またそもそも恋部に配されていることからしても、明確に「恋形見」題の先例として認められるものであろう。

「恋命」題で興味深いのは、この題が勅撰集では玉葉・風雅の二集のみに見えるという事実である。しかも「玉葉集」では二箇所（三首）、「風雅集」では五箇所（六首）と少なからぬ箇所に見えるのである。もつとも、玉葉の例は全て本歌合からの入集である。風雅の例は、院冷泉（一一四九）・進子内親王

（二二三四）・徽安門院（二二七七）・前大納言実明女（一三〇九）・伏見院御歌（一三四九）・前中納言重資（一三五〇）で、伏見院を除くと、後期京極派の歌人ばかりである。特に、花園院冷泉の例は、詞書に「恋五首歌合」と歌合での出題であることが明示されているのである。この歌合については、岩佐美代子氏『風雅和歌集全注釈』中巻（笠間書院、平15）において、康永頃の催しで、同集の「院恋五首歌合」（一二四九）と同じとすれば、花園院の主催であろうと推定されている¹⁵。伏見院を除いた他の詠も、同じ歌合のものである可能性もあろうが、ともかくも本歌合での出題が、先例となったものであることは認められるであろう。

後者に続く例があるとしても、この恋題は共に京極派としても珍しいものであろう。ただし、「寄物題」の形を採らない点で特徴的であると言え、『歌合永仁五年当座（嘉元元―二年）』での「恋鐘・恋玉・恋衣・恋枕・恋筵・恋鏡・恋灯・恋書・恋舟・恋車」等の題に連なっていくものと、一応纏めることもできようか。

ともかくも、「形見」も「命」も、京極派の和歌の特徴である「感情の時間的な推移や経過を歌つたものが多い¹⁶」という詠

み振りを、導きやすい素材であると言えるのではないだろうか。やはりそういう点においても、季節題と共に、いかにも京極派らしい出題であると言えよう。

エ 名称

『中世歌合伝本書目』では「五種歌合（正安元年三月）」として立項し、『新編国歌大観』でも「五種歌合正安元年」として収載しているが、この「五種歌合」という作品名は、後述の様に『統群書類従』編纂の過程で与えられたものであり、本来の名称でないことは確かである。

しかも、東京大学史料編纂所蔵の和学講談所旧蔵本では、仮綴時代の共紙表紙に「正安元年／五首歌合」とあり、『和学講談所書籍目録』にも「正安五年五首歌合」と見えており、『統類従』の表記と一致しないのである。

そもそも「五種」にしても、『統類従』原本の扉では、「五首」を見消ちして改めているのである。五題なので五首は理解できるが、「五種」とは一体どの様な意味を有しているのであろうか。ここでは「種」に特別な意味を求める必要が認められないので、単に「五首」の同音表記であると思えない。それならば、何故こう表記する必要があったかと言えば、やはり近接

する「五首歌合」との区別の為、と考えるのが自然であろう。そこで前期京極派の歌合の中から、「五首歌合」と称されていた歌合を探すと、『三十番歌合（正安二年／嘉元元年）』・『仙洞五十番歌合乾元二年』・『二十番歌合（嘉元／徳治）』の五首題の三つの歌合が候補に上がる。

『三十番歌合』は書陵部蔵本が「五首歌合」の書名を有している。『仙洞五十番歌合』は、「五首歌合」と呼称されていたことが、『新拾遺集』の西園寺実兼歌（一一二二、四十七番右）で確認できる。そして、『二十番歌合（嘉元／徳治）』も、『伏見院御集』で「五首歌合」とされる詠が確認できる（一四七七、四番左）のである。¹⁷この三つ共が、『群書類従』にも『統群書類従』にも収載されていないので、一つに絞り込むことが出来ないが、これらとの区別の為に「五種」と称されたと考えて良いのではないだろうか。

古い由来を有する名称ではないが、一心定着を見ているので、本稿でも「正応元年五種歌合」の名を使用する次第である。

この「五種」よりも些か歴史を有するのは、肥前島原松平文庫や宮城県図書館伊達文庫の両本に見える、「歌合伏見院」（内題）、あるいは「伏見院歌合」（外題）との名称である。しかし

ながら、これも単に主催者の注記が加わって、一応識別の為の作品名とされているに過ぎないのであり、やはり代表させるべきものとは認めがたい。

猶、後述する様に、本歌合から『玉葉集』に撰入された歌の詞書に、「五十番歌合」(二一〇)とあるのだが、十四人七番では割り切れる数ではないので、これは明らかに誤りである。

結局本歌合は内題に「歌合」とあるのみで、確たる書名も無いままに伝わり、作者の位置の考証等によつて、主催者や開催時期が特定され、題数と共に組み合わせられて、通称が生まれたものと思われるのである。

本歌合については、早くに佐々木治綱氏が「玉葉歌風のきざしを含む歌合」と評しているが、井上豊氏が「京極派風の特徴の鮮かな秀歌が多い」とし、井上宗雄氏も「京極風の特徴をかなり顕著に見せ」とする。詳細は後述するが、全七十首の内の一割に当たる七首もが、『玉葉集』に撰入されており、その歌題同様に、その詠作も確かに京極派らしさを示すものであったと言えるであろう。

ただし、その七首の内の五首までもが恋歌であり、殊に為兼

に評価をされたのが恋歌であったことが判る。しかもその五首は皆「恋命」題歌である。実に三分の一以上が撰歌されているのであり、大変な高率であろう。誰とも知れない出題者の功績とすべきなのかもしれないが、出題が一定の詠風や秀歌を導き出しうることの、例証の一つとして良いのではないだろうか。

岩佐美代子氏は、為兼配流以来の持明院統の政治的雌伏が、「ほんとうに「歌」としてうたいださずには居られない真実の「心」を養う機会を「京極派構成員にあたえ、「ほんとうの「京極派和歌」を創り出すための、実に貴重な産みの苦しみ」となつたとの認識を示されている。¹⁹ 本歌合は、その雌伏期に最初に催された歌合であること、後に有力な構成員となる女性歌人三人を迎えての初めての催しであることなど、この時期を考える上でとりわけ重要な位置を占めるものであることは疑いない。加えて、その作者の顔触れ、歌題や詠作の傾向、その何れも京極派としての性格を濃厚に有していることも、先に確認した通りであり、本歌合が、「京極派和歌」創出過程の実態を探る上でも、極めて重要な資料であることが、改めて検証できたのではないだろうか。

二 現存伝本

両類の關係等についての具体的な考証は後述することとして、以下の書誌の確認や、校本を利用する際の参考の為に、次に系統分類一覽を掲げておきたい。

第Ⅰ類

肥前島原松平文庫藏（一三八・八五）本

宮城県図書館伊達文庫藏（伊九一・二八・二六）本

第Ⅱ類

松花堂昭乘筆（架蔵影印）本

東京大学史料編纂所藏（四一三一・四二）本

宮内庁書陵部藏統群書類従原本（四五三・二）本

古筆切

京都龍興寺藏手鑑所収「伝後伏見院筆切」

架蔵「伝光嚴院筆切」

古筆切については後に別に検討することとして、確認できた五本は、外題や冒頭の作者一覽の有無などでは、大きな差異が存しているが、本文自体は同一系統と判断して問題のないものである。しかしながら細かな異同は少なくなく、二類に分けて考えるのが適当であると思われる。更なる下位分類も可能ではあるものの、伝本数の少なさを鑑みて行わないこととした。

続いて、以下にこの一覽の順に各伝本の書誌を記し、後に考察する本文に関する事柄を除いた、書籍としての特徴や伝来等について整理しておきたい。

肥前島原松平文庫蔵（一三八・八五）本

〔江戸前期〕写

一冊〔略称「島」〕

袋綴。藍色地雷文警牡丹唐草文空押艶出表紙（二七・三〇・一〇・一〇）。左肩の鳥の子地に水浅黄色花文刷の題簽（一四・三三・三三・二〇）に「伏見院哥合」（別筆）とあり。内題は「歌合 伏見院」。料紙は薄手斐楮交漉紙。墨付一〇丁。遊紙前後各一丁。字面高さ約二〇・五糎。每半葉一〇行、歌一行書。奥書なし。印記は「尚舍源忠房」（一〇ウ左下・長方緑）・「文／庫」（前印下・横楕円紅緋）。

見返しとなっている、仮綴時代の共紙表紙左肩に「伏見院歌合」とあり。中央にも何か書かれているようだが判読できず。

『新編国歌大観』の底本に用いられる。後述する昭乗筆本が行方不明であるので、作者一覽を有する善本として、本稿の校本でも底本とした。

松平文庫本については、何度も言及してきたので、松平忠房については省略する。

宮城県図書館伊達文庫蔵（伊・九一一、二八一―二六）本

〔万治元年（一六五八）〕写

合一冊〔略称「伊」〕

袋綴。紺色表紙（二五・四〇・一七・九糎）。左肩の水浅葱色地銀泥秋草文題簽（一八・五三・三〇糎）に「伏見院歌合」とあり。内題は①「歌合 伏見院」・②「水無瀬河釣殿當座六首哥合」・③「續卅六番宮河歌合西行判者定家卿于時侍從」・④「御裳濯川歌合西行判者俊成卿」・⑤「仙洞十人哥合正治二年九月十日」。各歌合に合冊前（仮綴時カ）の表紙であつたらしい扉があり、順に①「伏見院歌合」（中央・表紙に貼られて見返しとなつていたが現在剥離）・②「水無瀬殿當座六首」（中央、右肩に「此一ゆい迄／一冊」とあり）・③「宮川（小字）／歌合」（左肩、喉中央よりやや下に「校合可（一）事」とあり）・④「御裳濯川歌合」（中央）・⑤「仙洞十人哥合」（中央（以上各本文同筆））。料紙は各作毎に紙質の異なる楮紙。墨付①九丁（見返し含まず）・②四丁（以下扉含む）・③一六丁・④一六丁・⑤二一丁。遊紙④⑤の間に二丁。字面高さ①約一九・〇糎・②約一七・七糎・③一八・〇糎・④一八・四糎・⑤約二一・七糎。每半葉

①～④一二行・⑤一〇行書、全歌一行書。奥書識語①②「一校了」(本文同筆)・③なし・④「清書慈鎮和尚行老後付属于家隆卿」其後小宰／相局相伝云々(以上小字)／「数行アキ」此本依

太守綱宗公御所望多氏忠章／進覽之刻不慮書写之所也／萬治元年臘月日」(最終丁ウ)・⑤「多氏忠章所持之本上覽 綱宗公／之刻不慮書写之逐一校者也」(一行アキ)／明曆四年黃鐘日」(最終丁ウ)。印記は「伊達伯／親瀾閣／図書印」(一オ右下・方朱)・「宮城県／伊達文庫／図書館」(見返しウ中央と二オ右下・長方朱)。①・②③・④・⑤の四手からなるか。③～⑤の各最終丁オ右下裏側(袋を開いた裏側左下)に書写担当者ものらしい署名があり、③は読めず、④は「(桐)窪伊兵衛」・⑤「(金目)久八」とある。①②にも存する可能性あり。

本書は⑤を(四)稿で、④を(五)稿で扱ったので、その特徴についてはそちらを参照いただきたい。本歌合についても注意すべきは、見消ちの箇所が目立ち、如何にも速写した印象が強いという点であろう。奥に「一校了」とあるように、底本との校合が、その見消ちにつながったのであろうが、意味が通りがたく誤写と思われる箇所が少々目立つ。

松花堂昭乗筆(架蔵影印)本

寛永十四年(一六三七)昭乗写 一軸(略称「昭」)

原本未見。井上宗雄氏が前引書で、昭和三十七年の文車会に出品されたことを報告された一本。確かに、昭和三十七年の五月二十九日から六月三日まで日本橋白木屋で催された「古書籍大即売会フェア」出品目録」に、「三〇七 正安元年五種歌合」が見える。説明には「巻末に年記と自署花押あり。円熟期の名筆、料紙も美しい。名品」とある。現蔵者は不明であるが、『国書総目録』に複製として「松花堂昭乗筆歌合」が記載されており、それに拠れば本文の確認が可能となる。とはいえ、正式な書名や刊行年も不明で、それを所蔵する機関を見いだせずにいたのだが、たまたま古書店で入手することができたので、末尾の校本ではその架蔵本を使用した。

この本は、折帖一帖の写真版で、一頁に七行分が印刷されている。白黒なので、雲霞文が認められるばかりで、料紙の美しさは確認できないが、その筆跡は典型的な松花堂流の能書である。末尾には「寛永十四年霜月日／任先本染患筆矣／南山沙門昭乗

〔花押〕との奥書がある。影印以外には全く文字の無い本であるので、その刊行の時期や主体も不明である。未確認のままの使用を恥じるものであり、御教示を是非お願いしたい。

東京大学史料編纂所蔵(四一三一・四二二)本

〔江戸中後期〕写

一冊〔略称「東」〕

松花堂昭乗は、今更説明の必要もないが、所謂「寛永三筆」の一人として、その能筆を謳われた石清水八幡宮滝本坊の住持である。天正十二年(一五八四)の生まれで、寛永十八年(一六三九)に五十六歳で没しており、本書はその晩年の書写である。御家流に発し、大師流を色濃く受け継いだその書風は、草書の印象が強いが、本書は優美さを保ちつつも、読みやすさも両立させた謹直な書写であると評せよう。その奥書も非常に整ったのもであり、そこに見える「先本」が只ならぬ本で、それを丁寧に書写したものであることを想像させる。

原本が現存していれば最古写本であり、素性が確からしいことからしても、校本の底本に用いるべきであるが、写真版の利用であるので断念した。

袋綴。新補唐茶色表紙(二三・一×一六・六糎)。左肩の子持梓印刷題簽(二六・一×三・五糎)に「五首歌合」(別筆)とあり。扉は新補と元共紙表紙の二種があり、外の新補には左肩に「五首歌合」とあり、内側の左肩に「正延年五首歌合」(同筆か)と墨書。内題は「哥合」。料紙はやや薄手の斐楮交漉紙。墨付一四丁。遊紙後一丁(仮綴時代の共紙表紙)。字面高さ約一九・八糎。每半葉八行、歌一行書。奥書なし。印記は①「和學講談所」(一才右下・子持梓長方朱)・②「温故堂文庫」(①の上・子持梓長方朱)・③「東京／大學／圖書」(新扉ウ中央・大方朱)・④「史料編／纂所圖／書之印」(③の下・大方朱)・⑤「東京大學／史／料」(最終丁オ右下・小丸黒印)、この他に本文一才上部に帝国大学時代の大方朱印の下部が捺される。

同筆のものながら、見消ち・擦消訂正・傍記が目立つ。

元共紙表紙の右上に「東三十」(朱印か)とある小紙片、そ

の左に「部／第 廿四／共」（長方単郭縦三分割朱・廿四）のみ墨書）の印を捺した小紙片を貼付。右下にも「東三十」の墨書あり。『和学講談所書籍目録』（徳川幕府蔵書目）（ゆまに書房）には、「中東之十四」に「正安五年五首歌合 一卷写」と見えている。

宮内庁書陵部蔵統群書類従原本（四五三・二）本

〔江戸後期〕写

一冊〔略称「群」〕

仮綴。黄土色布目の叢書用後表紙（二六・七×一九・〇糎）。左肩単郭刷題簽に「續群書類従 四百九」（巻数は手書き）とある。その右の目録題簽には「〇（朱）／正治二年十月一日歌合／正安元年五種歌合／文安年中廿五番歌合」（本文別筆）とあり、表紙右下に貼付された小紙片には、「家十」とある。料紙は作品毎に寸法の異なる楮紙。墨付全四三丁。①「正治二年十月一日歌合当座」・②「歌合（五種歌合）」・③「歌合後光厳院御宇文和之比」を合冊（内題による・各異筆）。②の後に遊紙一丁（仮綴時代の共紙裏表紙）。印記「宮内庁／図書印」。

②「歌合」は、扉（仮綴時代の共紙表紙）の左肩に「正安元

年五種歌合」（本文別筆・「種」は「首」を見消ちして改めるが同筆）とあり、右下に「第三」と記した紙片を貼付。その裏面には中央に、「五種謔合初行三書スカ」（本文同筆か）とある。本文との間の遊紙的な一丁の表に、前述したような、参加歌人の官位考証の注記（本文同筆か）あり。料紙寸法二一・〇×一三・五糎。墨付二〇丁（扉・遊紙含む）。字面高さ一六・六糎。每半葉七行（半葉に一番が収まるように書す・内題と歌題の半葉は大字四行）、歌二行書。「玉」と「風」の集付あり。

統群書類従原本の本巻については、（一）稿で扱っているの
で、そちらも参照いただきたい。前述の如く、考証を行って作
品名を定めた様子が、扉や遊紙の記述から如実に窺われる。
前本との関係については後述したい。

本歌合の伝本として注目すべきは、成立を程経ない頃の古筆
切が二種も確認できることであろう。各々一葉のみしか見出せ
ないのだが、ここに紹介しツレの情報提供をお願いしたい。

京都龍興寺藏手鑑所収「伝後伏見院筆切」

現物未見。京都龍興寺藏の手鑑に捺されたもの。「古筆手鑑大成 第九卷」(角川書店、昭62)の解説(久保木哲夫氏担当)に拠れば、料紙は斐紙で、大きさは二八・〇×一九・〇糎。書写年代は「鎌倉時代」ということで、確かに「書写が格段に古く、完本ではないものの、注目に価する資料」であろう。図版で見る限り、「後伏見院」とされ「琴山」との墨印が捺された極札は、古筆家初代了佐のものであろう。本文は十三番の部分で、左に翻刻をしておく。

左勝 家親朝臣

わきていま春のなさはしられけり

はなもかすみもゆふくれの色

右 新宰相

はる／＼とかすみのをちに山みえて

そなたの空そくれまさるゆく

大振りの料紙にゆったりと書写されており、白黒の写真でも

巻皺が一応確認でき、虫穴も左右対称ではないようなので、元は卷子装であったかと思われる。能筆であることといい、良質紙を贅沢に用いた卷子の形態からしても、この本が単なる書写本でなかつたことは確かである。解説にも、伝後伏見院とされてきた「伏見院御集」断簡の「広沢切」が、伏見院自筆であることがほぼ確定したと記されているので、伏見・後伏見両院の筆跡との比較を行つてみたところ、本切の筆跡は伏見院筆である可能性が極めて高いことに気付いた。殊に、永仁二年(一二九四)頃に三代集を六十巻の卷子調度本に書写した「筑後切」は、やはり二十八糎程度の大きな雲紙料紙に、行書あるいは草書に、時に万葉仮名風の表記を用いて、一首三行書でゆったりと書写されたものだが、その行書風の部分の書風は、この切のそれと極めて良く似ているのである。

主催者自身の筆ということになれば、献上本ではないものの、保存用の清書本とでも判断せざるを得ないであろう。隱名歌合の場合、結番時の原本であるならば、作者名と勝負付の部分は、当初は書かれず、判定後に書き込まれるので、異筆であったり、墨色が異なることが多いが、本切の場合にはそういう不自然さ

はなさそうであるので、やはり成立後の清書的な書写であるの
だろう。内容的には杜寺への奉納的な要素は認められないので、
あるいは佐渡の為兼に送る為の本とも考えたくなるが、確証を
見出すことはできない。

分量的にも少なく、立証は難しいが、現存伝本の祖本となっ
た可能性はあるであろう。となると、この書写が正安元年六月
六日以降であったので、俊兼の位署もその時点でのものとなっ
ていた可能性もあるであろうか。やはり証拠のないことながら、
一応仮説を提示しておきたい。

架蔵「伝光嚴院筆切」

今一枚は、「光嚴院ほのくと（墨印）」（二四・六×二・〇糶・
上部に雲母刷籠文）とある初代朝倉茂入の極札（裏面は「茂入
／道順」朱印のみ）が付された、六半（一五・三×二五・一糶）
の切である。元は升形の綴葉装であったのであろう。料紙は斐
楮交漉紙。四番・五番の部分であるが、やはり左に翻字してお
きたい。

左 延政門院新大納言

ほのくとあくるひかりもおほろにて
かすみのうちにまかふよこくも

右勝 従三位親子

つねにみる花のにはひもなをすきて

かほりみちたるあけほの、うち

五番

左持 中納言藤原朝臣家雅卿

とをつしかすみてあくるしの、めに

みねのさくらの色そほのめく

こちらにも伝承筆者を頼りに、『宸翰英華 別篇 北朝』（思文
閣出版、平4）所収の光嚴院真筆と比較してみると、似通う部
分もあるものの、同筆とは称しがたい様である。書風からする
と、その周辺人物の筆跡とも考えられるが、筆者を特定するに
は至っていない。ともかくも、その書写年代は確かに南北朝前
期頃のものとは判断され、前者程直近ではなくても、成立から半
世紀と経たない頃の書写と思われるのである。

こちらにも切断以前の本が、現存本の祖本となった可能性は考

えられるのではあるが、五番左の作者が「中納言藤原朝臣家雅卿」となっており、「朝臣」の存在は、後の校本に明らかかなように、孤立しており、この一枚の情報のみからは、否定的な見解しか導き出せないのである。

『中世歌合伝本書目』を眺めれば容易に判る様に、京極派の歌合は総じて伝本が少ないのではあるが、主催者あるいはその近親者の真筆本が伝わる事が目立つのである。これは単純に考えれば、六百番歌合切・五十番自歌合切・八幡愚童記切²⁰といった後光厳院真筆切が多いことが象徴する様に、それらが禁裏ではなく、伏見宮家に伝えられたことによると考えられよう。²¹

本歌合も、そうした重要な伝本が後世まで伝わった例に加えることができるのであるが、加えて古写本の存在までが確認できるとなると、やはり一層の稀例であると言えるであろう。

三 本文系統

先の一覧に示した様に、本歌合は伝本こそ少ないものの、その本文の系統を二類に分類することが可能である。末尾の校本

から、その単純な見分け方を導き出すならば、内題の「歌合」に「伏見院」が付されているかどうかで、判断が可能であると言える。この他にも、「春夕」題以降の教良女の作者表記を、「教良卿女」とするか、「春曙」題と同様に、「前大納言教良卿女」とするか等、両類がはっきりと区別できる箇所は、判詞の無い歌合としても、少なからず見出せる。

しかしながら、「伏見院」を有する第Ⅰ類は僅かに二本で、しかも両者の異同の少なさに明らかのように、密接な関係を有するものと思われ、一つの類を立てるだけの勢力とも言い難い。これに対する第Ⅱ類の三本は、歌本文や作者表記等では高い共通性を有するものの、作者一覧については各々異なっており、第Ⅰ類よりも緩やかな結束を示している。と同時に、やはり作者一覧が最初から存在したものではなく、書承されていく過程で、折々に付されたものであることが判る。そして、そのような距離を持った諸本が有する、歌本文や作者表記等の共通点は、それらの祖本の姿を伝える可能性が高いと考えることが許されるであろう。

となると、第Ⅰ類の姿は、変化の度合いが強いということになる。そもそも「伏見院」等という文字が、原初的な形態に存

していたと考えたいのである。

この問題に関しては、他出歌の検討を通して再考することと
して、続いて各類内での伝本の関係について確認してみたい。

先述の通り、島原本と伊達本は極めて異同が少ない。校本で
僅かに確認できる箇所も、伊達本の誤写的なものばかりである。

先にも確認した様に、速写されたが故の誤りであろうか。伊達
本に合写された他の歌合に見える、万治元年や明暦四年（共に
一六五八）の奥書が信用できるものであるならば、伊達本の方
が、島原本に先立つ書写である可能性があるが、異同の在り方
からして、普通には伊達本が島原本の親本とは考えがたい。と
なると、伊達本の奥書のある歌合の出所である、「多氏忠章」
の所蔵本が、島原本の親本としても大いに気になるのであるが、
依然として忠章の素性は、その名からして楽人であろうとのこ
と以外は不明である。ともかくも、大名家旧蔵本の二本の關係
が密接であることは注意しておきたい。

一方第二類では、親本の素性も良さそうで、その書写も最も
古い昭乗筆本が、やはりこの類の代表となるべき本である。二
種の古筆切と比較してみると、伝光嚴院筆切とは作者表記が異
なるので除外できるが、伝後伏見院筆切とも、本文こそ異同は

ないが、漢字と仮名の書き分けなどではかなり異なっており、
共に切断前の本を親本とするとは認めがたい。また、この類で
は昭乗本だけが、作者一覽を有していることに注目するならば、
昭乗本が他の二本の直接的な親本となつたとも考えがたい。

また、旧蔵先が同じ、東大史料編纂所蔵本と統群書類従原本
であるが、作者一覽が無いことこそ共通するものの、歌題の後
に「作者」とあるかないかを端的な例として、その間には細か
な異同が少なくない。しかし歌本文の差異は統類従の誤写的な
ものが殆どで、尚かつ、統類従本が勝負付の一部や、作者表記
の「朝臣」を欠いていること等からすると、統類従本は東大本
を親本とし、独自の集付は後で付したとも考えられる。ただし
62第四句「よりの人たに」や、66第四句「なになきけも」等の、
東大本の劣つた独自異文は受け継いでいないので、その關係は
断定しかねるのである。この問題は、和学講談所旧蔵本と統類
従本との關係を今後も継続的に調査してから、総合的に検討し
てみたい。

以上の様な状況からすると、やはり第Ⅰ類よりも第Ⅱ類の方
が、伝本に広がりがあったらしいことが想定できよう。

また現状では、二種の古筆切とされた伝本と直接的な關係を

有する伝本を見出すことが出来ず、従つてこの両本の系統も不明である。ツレが一枚でも確認されることを願うばかりである。

四 他出歌

本歌合の歌が、他の作品に確認できるのは、玉葉・風雅の兩集とそれを撰歌資料とする類題集、及び『伏見院御集』のみである。この点にも、京極派歌合の流布の狭さが追認できよう。

さてその『玉葉集』への入集歌数は、前述の如く七首である。即ち、「春夕」題の二一〇（16九条左大臣女）、「春夜」題の二五六（30九条左大臣女）、そして「恋命」題の一七一六（57女房）・一七五四（59教良女）・一七二五（60兼行）・一七五三（64親子）・一七五二（69俊兼）である。恋題に集中していることも先に確認した通りであるが、京極派の歌合に初参加の九条左大臣女が二首撰歌されていることは、注意してよいであろう。また『風雅集』には、一首のみの撰入であるが、その「春曙」題の一四三二も九条左大臣女歌である。五首の内三首までもが入集しているのであり、身分のみでなく、伏見院に番えられるに相応しい実力を有していたことが判るのである。

この八首の勅撰入集歌の歌本文（新編国歌大観に拠る）を、校本の底本とした島原本と比較すると、玉葉一七二五の兼行歌第五句「はてそかなしき」と、同一七五三の親子歌第五句「またおほえける」の二箇所異なるが確認できる。この二箇所は共に第Ⅱ類と同じである。前者は島原本のみ「はても…」とある。「ぞ」では、第二句の「たのみもいつぞ」と係助詞「ぞ」が重なってしまう。「も」であれば、これを免れるばかりでなく、「現在も悲しいのだが」という意味合いも含まれることとなり、こちらの方が良いようにも思われる。しかしながら、殆どの伝本と勅撰集が共通していることの意味は軽くないであろう。後者は、島原本の「おほし」では尊敬表現になつてしまふ。尊敬語「おほす」が歌に用いられないわけではないが、その場合は必ず敬意の対象が明確であり、この場合は適當ではない。

『伏見院御集』（新編国歌大観に拠る）で確認できるのは、五首中の三首である。ただし一首は重出しているので、四箇所に分散して存在している。「春曙」題歌（1）は二二七・二二七に重出。この内、二二七の第三句が「かすまれて」の「す」の右傍に「こ」とある。「かこまれて」の方が、意味の通りが良いようであるが、光厳院家集とされる『花園院御集』の「花」

題歌に、「軒ふかき花のかをりにかすまれてしらみもやまぬ宿の曙」(一二)と、確実に本歌の影響を受けた歌も確認できるので、ここはやはり「かすまれて」で良いであろう。「かこまれ」という表現は、和歌としては極めて特異であり、やはりこの傍記は、自身のものであるにせよ、推敲過程などを伝えたものではなく、後のものと考えたい。

この他、「春夕」題歌一八〇は、第五句が「いりあひのそら」とあり、第Ⅰ類の「∴鐘」と異なっている。この歌は、第四句が「春つくる日の」とあって、この「つくる」が「告ぐる」ならば、「鐘」との対応が良いのであるが、春を告げるとなれば初春の歌となってしまう。しかし先に触れた様に、本歌合には「三月尽」的な歌が多く、当歌も第二句が「明日に残さぬ」とあって、やはり「尽くる」と解すべきであると思われる。となれば、「鐘」に限定する必要性もなく、「いりあひの空」の句も、『秋篠月清集』(一五一四)、『拾玉集』(四九一・三一五五)等の「鐘」とは無関係の先例もあるので、やはり「空」の形で良いものと思われるのである。

この他にも、『題林愚抄』に玉葉集の三首が、近世期の『類題和歌集』にも、玉葉集の四首が撰歌され、異同も確認できる

のであるが、本歌合を直接の出典とするものではないので、その考証は省略する。

以上の様に僅かな例ではあるが、本歌合を出典とする歌集の歌は、何れも第Ⅱ類と一致していることが確認できた。やはり第Ⅱ類の方が優良な本文を有しているようなのである。

五 両類の本文比較

改めて先に確認した以外の、両類に歌本文の異同の存する箇所を確認して見よう。6の第五句「はなの明ぼの」を第Ⅱ類は「春の∴」とする。第四句に「花吹みだす」とあり、やはり「春」とあるべきであろう。

18の第五句「山ふきの花」は第Ⅱ類に「∴色」とある。これはどちらでも良いようではあるが、「山吹の色」は、『風雅集』に入集の後鳥羽院歌(二七四)や『伏見院御集』(一一三・七三七重出)、『為子集』(三三六)、あるいは『延文百首』進子内親王歌(一一八)等に用例があり、京極派好みの句と言えそうである。

38の第五句「夜半の春風」は第Ⅱ類で「∴はるさめ」とする。

どちらも用例があり、また歌意からも一方に決しかねる。

41の初句「風かほる」は第Ⅱ類は「…かよふ」「かほる」では、第二三句の「花の匂ひ」とだぶってしまふ。「通ふ」の方が分があらうか。

46の第三句「ならひなれは」は第Ⅱ類は「名残…」とする。

「習ひ」では、何時も捨てられる人と解されてしまふそうであり、やはり第四句の「かたみ」との対応からも、「名残」の方が良さそうである。

59の第二句「逢にもしらぬ」は、『新編国歌大観』でも校訂されているように、第Ⅱ類の「あふよも…」が正しい。

61の初句「よそになを」は、第Ⅱ類では「…たに」とある。

第二句の「見ずきかざらん」とのつながり方では、やはり「だに」とあるべきか。

65の初句も、「命さへ」と「…たに」で対立する。第三句の「ながらへて」との対応では、ここも「だに」が適当だろう。

66の第五句「よしやと思へは」は「…と」と第Ⅱ類にある。ここも新大観で「ど」と校訂された箇所である。

また19の第四句「はかなき音」は、島原本の独自異文で、他は皆「春なる…」とある。「春」でなければ春歌とはならない。

以上よりして、やはり他出歌でも確認したように、第二類の方が優良な本文を伝えており、特に昭乗筆本が最善本であると判断することができるのである。²⁴

まとめ

以上の様に、「正安元年五種歌合」について、その開催時期・作者・形式・歌題・名称等について、確認・検討していくと、本歌合が、京極派の催しとしては比較的前期に位置する催しでありながら、詠風については十分な検討は出来ていないのだが、極めて京極派としての特性を濃厚に有していることに、改めて気付かされるのである。それは、伏見春宮時代からの、助走期と言える期間の長さ、内裏歌壇に場を移してから、自分たちの理想とする歌風の模索を続けた精進の過程を、如実に示しているであろう。

また岩佐氏が説かれたように、為兼配流後の持明院統の政治的な不遇の時期が、京極派の重要な成長期となったことは疑いない。本歌合の参加者を検討していると、内裏歌壇から仙洞歌壇への規模の縮小こそが、その成長をもたらした重要な要件と

なつたと納得させられるのである。構成員の精選と、より強固な一体感の共有、女性歌人の活躍しやすい環境、さらには、内裏よりも自由な環境での、有望な女生歌人の勧誘等、やはり伏見院の譲位は、為兼の不在と共に、特にこの正安期の京極派の性格や特性を考える上で、欠かすことのできない要素であろう。

これらのことからすれば、この時期の実態を追求するためにも、本歌合の詠風の検討が本格的になされる必要があることを痛感させられるのであるが、現在の稿者にはその余裕も能力もない。有志の登場を切に願う。

さてまた、本歌合の伝本の検討からは、やはり本数が少ないものであっても、直接的な書写関係を見出すことは難しく、現存伝本の間を繋ぐべき伝本を想定しなければならぬことが追認できた。しかも僅か五本が確認できるのみの歌合で、二種の古筆切が確認できたことは、古写本の存在が必ずしも、流布に結び付かないことの例証ともなったのではないだろうか。

さらに、その古筆切の筆跡の検討を通して、伏見院の筆本の存在も明らかにすることができたことは、京極派歌合に、成立時に近く、しかも関係者の書写になる、重要な伝本が目立つという事実を改めて注目させる結果となった。この事実はまだ、

京極派歌合の伝本の残存の在り方と、その流布の傾向について、総合的に再検討すべきであるとの、大きな課題を浮かび上げさせるものでもあるが、この問題については、今後も同派の歌合を検討することによって、考察を深めていきたいと考える。

結局何時もの如く乏しいものであるが、本歌合の結論としては、この「正安元年五種歌合」を研究に用いる場合には、第Ⅱ類殊に昭乗筆本を用いるべきであるということである。とはいえ、昭乗筆本はその行方が不明であるので、東京大学史料編纂所に拠るべきということになるか。本稿ではどちらの本文も、全文翻刻の形で提供できなかったが、取り敢えずは校本を利用いただければ幸いである。

昭乗筆本の所在が明らかとなり、その本文を広く利用できる日が、一日も早くやってくることを願う次第である。

〔注〕

(1) 正安元年は四月二十五日に改元なので、正しくは永仁七年とすべきであるが、混乱を避けて、以下も「続類從」に従って正安元年のまま論述することとした。

(2) 『新編国歌大観』所収の歌合の表記だけをみて、『歌

合（正安元年～嘉元二年）と『三十番歌合（正安二年～嘉元元年）』は左中将とし、『仙洞五十番歌合（乾元二年）』・『歌合（乾元二年五月）』・『歌合（嘉元三年三月）』は右中将とする（「権」の有無は不問）。この時期は古記録に恵まれず、そこから確認ができないのだが、右中将であったことは確かであろう。

(3) これも後述するが、十五番歌は『伏見院御集』では「暮春夕」題（二八〇）となっている。

(4) 福田秀一氏『中世和歌史の研究』（角川書店、昭47）の第七章第二編Ⅱ「永福門院と京極派」四「京極派歌風の要点」による。

(5) 他に、前期京極派の歌合を収載する、福田秀一・井上宗雄両氏『中世歌合集と研究（上）』（未刊国文資料刊行会、昭43）を参照した。

(6) 諸歌集の詞書から永仁元年（一二九三）九月尽の催しであることが判明する、『龜山院御集』に見える「暮秋詠十首和歌」（二八七～二九六）のことかとも思われるが、その歌には「薄紅葉」とあり、暮秋の題にそぐわない。

(7) 他に伏見院が催した、「ふるき詩のこと葉を題」にした

歌会にも出詠している（玉葉集二二四八）。

(8) この他、伏見院が、「万葉のことばにて」詠ませた歌会にも参加している（風雅集五九四）。

(9) 最新のものとして、岩佐氏『永福門院百番自歌合全釈』（風間書房、平15）中の「永福門院の生涯」がある。

(10) この内侍に関しては、特に岩佐美代子氏「田中本帝系図をめぐる歌人達」（『京極派歌人の研究』第三章第五節）を参照した。

(11) 詳細は、岩佐氏「花園院宸記をめぐる歌人達」・「竹むきが記作者と登場歌人達」（前注同書、第三章第三節・第四節）を参照されたい。

(12) 『十八番歌合』の作者二条については、井上氏も注意される如く、玉葉一首の「永福門院二条」である可能性があるが、前後の歌合の出詠状況や、この歌合が「九条左大臣女」を「九条」と表記していることから、井上氏も「恐らく」とされる教良女であると、本稿では判断した。

(13) 定数歌の題としては、『寂身法師集』「百首中 題四季 貞応二年」中の例（一三五）、『為家集』の例（一二三・

「文永元年十月十六日続五十首」、宗尊親王「竹風和歌抄」

巻第三「文永三年八月百五十首歌」中の例(五一七)が

確認でき、歌合題としては、やはり京極派の『歌合永仁

五年(嘉元元～二年)』の例があるが、これは更に「朝・

夕・夜」題も備わっている。また『統現葉集』には、「按

察使親房卿家の詩歌合」の例が認められる(七二・師賢)。

(14) 「春曙」題については、前引の鹿目氏の論文も参照いた
だきたい。

(15) 因みに、他の歌題は「恋夢」(一一八四・五)と「恋涙」
(一二四九)が確認できる。

(16) 注4所掲書の論文に拠る。猶、本引用文の冒頭「風景
や」を省略した。

(17) この他にも、『伏見院御集』には年次不明な「五首歌合」
(寒夜月・一二二七四、夕庭雪・一二二七五)が見えている。

(18) 本歌合と殆ど作者が重なる『十八番歌合』からは一首、
同じく『三十番歌合』からは二首である。

(19) 『永福門院 その生と歌』(笠間書院、昭51、平12に改
訂新版『永福門院 飛翔する南北朝女性歌人』)。

(20) 藤井隆・田中登両氏『国文学古筆切入門』(和泉書院、

昭60、続々・平4)を参照した。

(21) 櫻井陽子氏「書籍名・記録文書等索引(稿)」(科研費

報告書『伏見宮文化圏の研究―学芸の享受と創造の場と

して―』、代表者森正人、平12)に拠ると、『看聞御記』

応永二十四年五月二日条に「伏見院宸筆」の「歌合一巻」

等が確認できる。これを直ちに結びつけるものではない

が、京極派歌合の原本的な伝本が伝わる環境として注目
して良いことは疑いない。

(22) 一〇四四(玉葉二一〇)・七一四(玉葉二五六)・七一
七〇(玉葉一七五四)の三首。

(23) 『玉葉集』の二五六・一七一六・一七五四・一七五三の
四首。

(24) 5の第三句「うすぐもは」は、他本皆「り」とあり、
これは昭乗筆本の誤り。

〔附記〕

翻刻を許可下さった肥前島原松平文庫、貴重な資料の

閲覧をお認め下さり、また閲覧に際して御高配に与った、宮

城原図書館・東京大学史料編纂所・宮内庁書陵部、並びに御

担当の各位に、篤く御礼申し上げます。

《附載校本》

凡例

一、本校本は肥前島原松平文庫蔵（二三八・八五）本一冊を底本として作成したものである。

一、底本の翻字並びに比較した本の異同箇所（翻字については、なるべく原本のおもかげをとどめるように努めたが、漢字の字体に付いては概ね現今通行の字体に統一した）

一、翻字の改行は底本のままとし、改頁の箇所には「┌」（表丁）・「└」（裏丁）を付した。

一、歌には通し番号を付した。底本が同じ『新編国歌大観 第十卷』の番号と異同はない。

一、異同の存する箇所には、底本文の右傍に、異同箇所の通し番号を意味する漢数字を付し、下欄にその番号と、異同を示すのに必要なだけの底本文を摘記し、「……」の記号で繋いで、比較した各本の、摘記した底本と同じ箇所を掲げた。

一、異同を示すのに用いた、比較本諸本の略号は以下の通り。

・伊達文庫蔵（伊九一・二八・二六）本……………「伊」

・松花堂昭乗筆（架蔵影印）本……………「昭」

・東京大学史料編纂所蔵（四一三・四二）本……………「東」

・書陵部蔵続群書類従原本（四五三・二）本……………「群」

一、校合については、見やすさを考慮し、以下のような例はその対象とはしなかつた。

1、筆者の単純なミスなどに拠ると思われる、補入・見消ち・重ね書き。

2、漢字仮名の当て方の違い。但し、意味や読みが異なる可能性が存する場合は、各本の状態を示す為に、校合の対象とした（例「つくる・告る」）。

3、意味に差が生じない仮名遣いの違い。

4、基本的に別字でも訓や音が同じであったり、熟語として同じ読みを有するもの（例「歌・謡・哥」）。

5、題や勝負付などの文字の大小。

一、補入・見消ちの内、諸本の関係を考える際に貴重な情報となると認められるものは、異同本文の後に、「〔 〕」に入れて状態を示した。

歌合 伏見院

題

春曙 春夕 春夜 恋形見 恋命

二
三
詞人

四
左方

女房

前大納言教良卿女

藤大納言典侍

延政門院新大納言

中納言藤原家雅卿

左近衛權中將藤原家親朝臣

左近衛權中將藤原俊兼朝臣

右方

九条左大臣女

從二位藤原兼行卿

中將

從三位親子

永福門院内侍

新宰相

永福門院小兵衛督

講師

読師

判者

一 伏見院：ナシ（昭・東・群）

二 詞人：作者（東）

三 詞人：隱名：ナシ（群）

四 左方：小兵衛督：ナシ（東）

衆議 隱名

『(二行アキ)』

一番 春曙

左 勝

女房

1 そことなき花のかほりにかすまれて春物ふかき宿の明ほの

右

九条左大臣女

2 しら^五み行かすみの上のよこ雲にあり明ほそき山の端の空

二番

左 持

前大納言教良卿女

3 しらみゆく空のひかりは見えなからかすみにくらき遠の明ほの

右

従二位藤原兼行卿

4 花の跡はさひしかるへき春の色をかすみに残す木々の明ほの

三番

左 持

藤大納言典侍

5 明ほのやよもはかすみのうすく^六もり外山のはなの色そしらめる

右

中将

6 よるの雨の名残の風に雲たえて花吹みたす^七はなの明ほの

五ナシ…風(群)

六くもり…くもは(昭)

七はな…春(昭・東・群)

四番

左

延政門院新大納言

7 ほのくくとあくるひかりもおほろにてかすみのうちにまかふ横雲

右 勝^八

従三位親子

八勝…ナシ (群)

8 つねにみるはなの匂ひもなを過てかほりみちたる明ほの、うち^二』

五番

左 持

中納言藤原家雅卿

一〇たる…ける (群)

9 とをつ山かすみであくるしの、めに峯のさくらの色そほのめく

右

永福門院内侍

一一うち…空 (群)

10 色うすき柳の末葉^三みえそめてかすみのやまは明もはなれす

六番

左

左近衛権中将藤原家親朝臣^三

一二末葉…すゑは (昭・東)

11 花の色はかすみしらみて遠近の木すゑかはれる曙の空

右 勝

新宰相

一三朝臣…ナシ (群)

12 おほろなる月にみえつる色よりもあけてそまさるしの、めの花^一』

七番

左

左近衛権中将藤原俊兼朝臣^四

一四朝臣…ナシ (群)

13 花をみしこゝろにかくるな^{一五}かめかな色こき藤のいまの明^{一六}ほの

右 勝 永福門院小兵衛督

14 いつれともわきてな^{一七}かめん色そなきはなもかすみもにほふ明ほの

八番 春夕

左 勝 女房

15 あはれをはあずに残さぬ暮なれや春つくる日の入あひの鐘^{一八}

右 九条右大臣女

16 めにちかき庭のさくらの一木のみかすみのこれる夕暮のいろ^{一九}

九番

左 勝 教良卿女

17 詠やるかすみの空は色こくて花に夕日のかけそか、やく

右 兼行卿

18 夕くれや夏にすゝめる庭の面のこくらきなかに山ふきの花^{二〇}

十番

左 持 藤大納言典侍

19 つくく〜と夕の軒におつる雨のはかなき音をとかにそ聞^{二一}

右 中将

一五 かくる…かへる (伊)、かへる

(東・群)

一六 いま…はる (「いま」見消子) (群)

一七 めん…むる (東・群)

一八 つくる…告る (東)

一九 鐘…そら (昭・東・群)

二〇 右…左 (昭・東・群)

二一 教良卿女…前大納言教良卿女 (昭・

東・群)

二二 花…色 (昭・東・群)

二三 はかなき…はるなる (伊・昭・東・

群)

20 さきかほる花の上のみひかりみえて入あひくらき遠の山本」

十一番

左 持

新大納言

21 これのみやのこれる春の色ならんすみれつゝしの夕はえの庭

右

従三位親子

22 なかめとめむ入日の名残なをしはし花にいろある春の夕暮

十二番

左 勝

家雅卿

23 いますらんなさけもやかて後のなさけ過こし春もけふの夕暮

右

内侍

24 おりしもあれなむる花のうへにゐて夕わひしきうくひすの声」

十三番

左 勝

家親朝臣

25 わきていま春のなさけはしられけり花もかすみもたくれの色

右

新宰相

26 はるくゝとかすみのをちに山みえてそなたの空そくれ増りゆく

十四番

二四 なかめとめむ…なかめんと (群)

二五 家雅卿…家親卿 (伊)

二六 くれ…とれ (伊)

左 勝

俊兼朝臣

27 たちのこるかすみの色もいまいくかわかれにちかきけふの夕暮

右

小兵衛督

28 けふのみにをしみなれぬる春の日も夕はさらにおとろかれつ、

十五番 春夜

左

女房

29 つく／＼とみぬ空までも悲しきはひとりきく夜の軒の春雨

右 勝

九条左大臣女

30 風にさそちるらん花の面かけの見ぬいろおしき春のよのやみ

十六番

左

教良卿女

31 うちをほれ月かすむよのあはれより心うかれて物そ侘しき

右 勝

兼行卿

32 軒のそらは花にしらみて遠かたのかすみにふかき有明のかけ

十七番

左

藤大納言典侍

33 花にかほる月のひかりよ千草三〇みたれしもなく秋もさもあらはあれ

二七なれ…なり(東・群)

二八教良卿女…前大納言教良卿女(昭・

東・群)

二九をほれ…をつれ(東)

三〇みたれ…なれ(群)

右 勝

中将

34のとかなる春のあま夜のあはれよりふるき思ひそさらに悲しき

三二ふるき…ふかき(群)

十八番

左

新大納言

35しほらん花やいかにと雨かせのあらきよすからしつ心なき

右 勝

従三位親子

三三勝…ナシ(群)

36なかめてはねられぬ物をつくくとかけなき月のかすむよすから

十九番

左 勝

家雅卿

37ちりしける桜かうへにかけおちて木のしたしろき春のよの月

右

内侍

38花の香はそこはかとなく匂ひきて音しつかなる夜半の春風

三三春風…はるさめ(昭・東・群)

二十番

左

家親朝臣

39行春の一夜にのこるこよひもやすくふけぬる鐘の音かな

右 勝

新宰相

40なにとなく春のうた、ね更ぬらしのとかに鐘のをとのきこゆる

廿一番

左 持

俊兼朝臣

41 風かほるまくらは花の匂ひにてまとふかきよの月をみるかな

右

小兵衛督

42 春の雨のよふかき音にきゝしほれ物のあはれになり増るかな

廿二番 恋形見

左 持

女房

43 夕暮の空をかたみとむかへとも恋しき人の面かけもなし

右

九条左大臣女

44 としふれとうきはためしと忘れすはいとふ心もかたみとやなる」

廿三番

左 勝

教良卿女

45 わすれなはなにか名残と今はわか心を人のかたみとそなす

右

兼行卿

46 忘れぬはわか心なるならひなれは人のかたみとなにを忍はむ

廿四番

左 持

藤大納言典侍

三四かほる…かよふ(昭・東・群)

三五教良卿女…前大納言教良卿女(昭・

東・群)

三六ならひ…名残(昭・東・群)

三七なれは…なれや(群)

47かたみとも人はちきらぬ月の三九よは雲の夕をた、なかめつ、

三八よは：夜半（昭・東・群）

右 中将

48かたみそとおもふ哀にくらされてたのむ月さへさたかにもみす』

廿五番

左 新大納言

49わひあまりせめてかたみと思ふかな君になれける人の移り香

右 三九 従三位親子

三九勝：ナシ（群）

50かきみたりさらに心も悲しきは今はかたみのひとの玉つさ

廿六番

左 持 家雅卿

51なれしかはわれをそのよのかたみそと思ひなすには身もなつかしき

右 内侍

52うけれども人に馴れこし哀よりはてはかたみと身を惜みぬる』

廿七番

左 家親朝臣

53面影のはかなき跡は残れともけにたのむへきかたみたになし

右 勝 新宰相

54 かはかりのことの葉いまはいつかみむ形見なるへき水茎の跡

廿八番

左 持

俊兼朝臣

55 うきにそふかたみはかりは甲斐もなし残すなさけの行ゑならねは

右

小兵衛督

56 これのみやかたみと思ふ移り香のうすくなり行程そ悲しき』

廿九番 恋命

左 勝

女房

57 いくたひの命にむかふなけきしてうきはてしらぬ世を尽すらん

右

九条左大臣女

58 せめてなどあふにもかへすなからへてうきかすつくす命なるらん

卅番

左 持

教良卿女

59 ありとて逢にもしらぬ命をはなのたのみに猶おしむらん

右

兼行卿

60 あらはもしのたのみもいつそうさをのみ見きく命のはても悲しき』

卅一番

四〇残す…残る（群）

四一教良卿女…前大納言教良卿女（昭・東・群）

東・群）

四二ナシ…玉（群）

四三逢にも…あふよも（昭・東・群）

四四たのみ…ためし（東）

四五はても…はてそ（伊・昭・東・群）

左 勝

藤大納言典侍

61 よそになを見すきかさらん哀さようしや命といとふものから

右

中将

62 うさもかきり命もとちめ今よこれよその人たに哀かけてよ

卅二番

左

新大納言

63 うくつらく同しよならぬ同しよにのこるいのちをいとひかねぬる

右 勝

従三位親子

64 いとはれし命のはてのきはに成て有てやもしと又おほしける』

卅三番

左

家雅卿

65 命さへせてつらさはなからへてなをうき上のうき世をやみむ

右 勝

内侍

66 とへやなを命のたへすなるうへはなにのなさけもよしやと思へは

卅四番

左

家親朝臣

67 なからへは思やしるとたのみしも甲斐なき命今はくやしき

四六なを…たに(昭・東・群)

四七よそ…より(東)

四八ナシ…玉(群)

四九おほし…おほえ(伊・昭・東・群)

五〇さへ…たに(昭・東・群)

五一なにの…なに(東)

五二思へは…おもへと(伊・昭・東・群)

右 勝

新宰相

68 おもひとらぬ心も限り有世あれやさらに命をいとひそめぬる」

卅五番

左

俊兼朝臣

69 いきて世にうきを見はてんためなれやいとふ命のせめて久しき

右 勝

小兵衛督

70 なからふる命のきはいつとてかさのみのとかに人のつれなき